

現行の義務表示事項と見直し論点

		食品表示基準上の義務事項		論点
		表示の方法	表示の方式	
安全性に関する事項	摂取をする上での注意事項	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。		○医薬品や他の成分との飲み合わせ、過剰摂取を防止するための注意喚起等について、当該機能性関与成分に関する安全性に関する根拠を踏まえ、具体的に記載することとするか。 ○また、表示の位置については、主要面に表示することとするか。
	疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨	「本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。」と表示する。		「医薬品とは異なること」又は「医薬品ではない」とはっきり分かるように表示することとするか。
	疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨	「疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に相談してください。」と表示する。		
	体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨	「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。」と表示する。		
それ以外の事項	機能性表示食品である旨	「機能性表示食品」と表示する。	機能性表示食品である旨は、容器包装の主要面に表示する。	○特定保健食品（トクホ）と異なることをがはっきりとわかるようにするよう、さらに、主要面の上部に他の表示事項から独立した枠により囲んで表示することとするか。 ○「特定保健用食品（トクホ）ではない」旨を表示することとするか。
	届出番号	消費者庁長官への届出により付与された届出番号を表示する。		消費者庁ウェブサイトで公開されている情報へのアクセスに必要な事項であり、「機能性表示食品である旨」と近接した場所に表示することとするか。
	科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。	機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性並びに機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨は、容器包装の同一面に表示する。	特定保健用食品（トクホ）として許可を要する表示「当該食品を摂取することによって特定の保健の目的が期待できるもの」と誤認させるような用語を明示的に禁止事項とするか。 ※食品表示基準第9条（表示禁止事項）等の改正となる。
	1日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量	消費者庁長官に届け出た内容を、別記様式2又は別記様式3の次に表示する。		
	1日当たりの摂取目安量	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。		
	食品関連事業者の連絡先	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番号を表示する。		
	摂取の方法	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。		
	調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。		
	機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨	「本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示する。	機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性並びに機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨は、容器包装の同一面に表示する。	○「事業者の責任」を表示させる必要があるか。むしろ、「特定保健用食品と異なり機能性表示について国による評価を受けたものではない旨」を表示することとすべきではないか。 ○他方、「いわゆる健康食品」よりも信頼できないものとの誤認を消費者に与えないよう、科学的根拠等の届出情報が消費者庁ウェブサイトを確認できることを明示的に表示することとすべきか。その際、消費者によるアクセス改善の観点からQRコードの表示を推奨してはどうか。
	疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦に対し訴求したものではない旨【加工食品のみ】	「本品は、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。」と表示する。		
バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言	「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示する。			

※栄養成分の量及び熱量は、機能性表示食品以外の食品の義務表示事項でもあり、表示の方法が異なるのみであることから記載略